

## 質問に対する回答書

唐津市債権回収業務の公募型プロポーザルに関する質問について、次のとおり回答します。

No	質問及び回答
1	<p><u>質問：委託人数について</u> 書類名：仕様書 項番：4（1） 質問内容 対象債権①～④を記載されていますが、各々の債権について連帯借受人・連帯保証人・単純保証人が存在するかご教示ください。 また存在する場合は、各々の債権に一般的に何人存在するかご教示ください。</p> <p><b>回答</b> ① 市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、訴訟費用・・・連帯保証人1人 ② 奨学金貸付金収入・・・連帯保証人2名 ③ 学校給食費・・・なし ④ 被保険者交通事故等第三者納付金・・・なし</p>
2	<p><u>質問：領収書の発行について</u> 書類名：仕様書 項番：5（3）② 質問内容 「債権者等から未収金の支払いを受けた場合は、原則領収書を発行しなければならない」とあります。 債務者等から現金書留等による納付を受けた場合はもちろん領収書等を発行しますが、銀行振込を受けた際はあくまで預り金扱いとなるため領収の発行が困難です。それで問題ないかご教示ください。</p> <p><b>回答</b> お見込みのとおり銀行振込を受けた場合は、領収書を発行する必要はありません。</p>
3	<p><u>質問：委託料の提案上限額について</u> 書類名：実施要領 項番：3（5）ウ 質問内容 回収活動が順調に進み委託料上限額を超過しそうになった際は、個別協議のうえ変更が可能かご教示ください。</p> <p><b>回答</b> 個別協議の上、予算の範囲内で変更が可能です。</p>

4	<p><u>質 問：企画提案書について</u>  書類名：実施要領  項 番：10  質問内容  企画提案書の総ページ数に制限があるかご教示ください。</p> <p><b>回 答</b>  （表紙、目次を除き）5ページ以内で作成ください。  実施要領の9（4）を参照ください。</p>
5	<p><u>質 問：委託予定債権について</u>  書類名：仕様書  項 番：4（1）①～④  質問内容  委託予定債権の詳細をそれぞれの債権種別ごとにご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託予定債権のうち、今まで委託したことがある債権の件数、金額</li> <li>・未収発生からの概ねの期間（3年未満、5年未満、5年以上等）</li> <li>・連帯保証人、保証人の有無および人数</li> <li>・連帯保証人、保証人は債務者同様、請求対象者という認識でよろしいでしょうか。</li> </ul> <p><b>回 答</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託予定債権について、今まで委託実績はありません。</li> <li>・未収発生からの期間は、いずれの債権も5年以上です。</li> <li>・連帯保証人、保証人の有無および人数については、回答 No. 1 を参照ください。</li> <li>・連帯保証人は債務者同様、請求対象者です。</li> </ul>
6	<p><u>質 問：領収書の交付について</u>  書類名：仕様書  項 番：5（3）②  質問内容  債務者から銀行口座振込で未収金の支払いを受ける場合は、領収書の発行は不要でよろしいでしょうか。</p> <p><b>回 答</b>  お見込みのとおり銀行振込を受けた場合は、領収書を発行する必要はありません。  （回答 No. 2 と同回答）</p>

7	<p><u>質 問：納入日について</u>  書類名：仕様書  項 番：5（3）③  質問内容  「本市が指定する日」は具体的にいつでしょうか。翌月5営業日まででよろしいでしょうか。</p> <p><b>回 答</b>  翌月10日（3月分については3月31日）を納入期限にする予定ですが、祝日、年始等により納入が困難な場合も想定されることから、3月分を除き選定後の協議により翌月5営業日までに変更することは可能です。</p>
8	<p><u>質 問：調査業務について</u>  書類名：仕様書  項 番：5（4）①  質問内容  所在不明の債務者等の所在調査は、弁護士判断での実施でよろしいでしょうか。</p> <p><b>回 答</b>  所在調査の実施について、市と協議のうえ決定することにします。</p>
9	<p><u>質 問：調査業務について</u>  書類名：仕様書  項 番：5（4）②  質問内容  債務者等が死亡している場合の相続人調査は、弁護士判断での実施でよろしいでしょうか。</p> <p><b>回 答</b>  相続人調査について、市との協議が必要ですが、基本的に受託者（弁護士）の判断により実施することにします。</p>
10	<p><u>質 問：報告業務について</u>  書類名：仕様書  項 番：5（6）①  質問内容  ・「翌月10日」を「翌月5営業日」に変更することは可能でしょうか。  ・月次業務報告書、月次入金報告書、業務完了報告書等の様式は、「市と協議のうえ」と記載がありますが、必須項目等はございますか。選定後に協議で問題ないでしょうか。</p> <p><b>回 答</b>  書類の提出期限について、3月分は3月31日となりますが、それ以外は翌月5営業日に変更可能です。  また、各報告書については、仕様書5（1）～（5）に記載している業務内容が確認できる項目が必要ですが、具体的な内容は選定後の協議で問題ありません。</p>

11	<p><u>質 問：個人情報の提供について</u>  書類名：仕様書  項 番： 8 (1)  質問内容  個人情報の受け渡しは、「本市が指定した方法」と記載がございますが、データでの受け渡しは可能でしょうか。</p> <p><b>回 答</b>  データでの受け渡しも可能です。  個人情報の受け渡し方法は、記録媒体（U S B）又は書類の郵送（簡易書留）になります。</p>
12	<p><u>質 問：履行期間について</u>  書類名：実施要領  項 番： 3 (4)  質問内容  本業務の履行期間は令和9年3月31日までと承知しておりますが、業務成果が認められた場合の来年度以降の取扱いにつきまして、継続委託のご意向の有無、または来年度におけるプロポーザル実施のご予定等、差し支えない範囲でご教示ください。</p> <p><b>回 答</b>  本業務について、来年度も予算要求の予定であり、業務成果をもとに今後の展開を考えております。  予算が認められた場合は、継続委託の方向で実施を検討したいと考えております。</p>
13	<p><u>質 問：委託料の上限について</u>  書類名：実施要領  項 番： 3 (5) ウ  質問内容  提案上限額の記載がございますが、仮に回収実績が上限額を超えた場合は、どのような対応でしょうか。</p> <p><b>回 答</b>  個別協議の上、予算の範囲内で変更が可能です。  （回答 No. 3 と同回答）</p>